

将来にわたり保険金・給付金等を確実にお支払いするため、ERMの枠組みに基づき、サープラス・マネジメント型ALMを基本に財務健全性の維持・向上を図りつつ、適切なリスク管理のもと、収益力の強化に努めます。

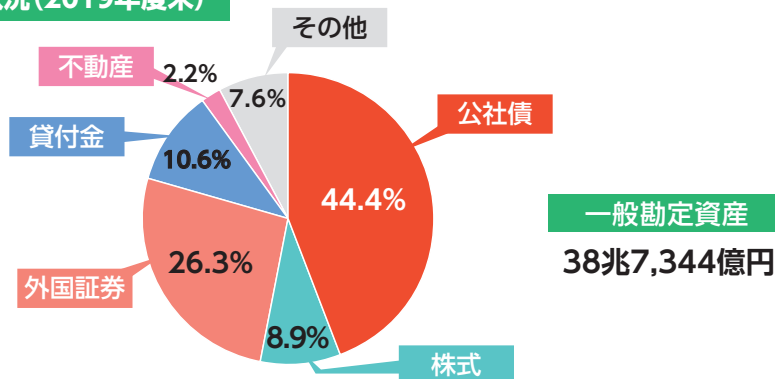
■ 生命保険契約の特性をふまえた投融資

2019年度の資産運用状況

サープラス・マネジメント型ALMの考え方に基づく資産運用を基本としつつ、超低金利環境や市場動向に対応した効果的な投融資を実施しています。

当年度は、内外金利差や為替水準をふまえ、米国金利が上昇した局面や円高となった局面で外国公社債を中心とした投融資を行なうなど、市場環境に応じた効果的な資産配分を実施しました。

一般勘定資産の資産配分の状況 (2019年度末)



また、資産運用収益力の強化に向けて、資産運用手法の高度化・多様化や、資産運用ガバナンス・リスク管理の高度化等に取り組む一環として、クレジット投融資を強化するとともに、社会・経済のサステナビリティ(持続可能性)向上に貢献する観点から、サステナビリティ投融資を推進しました。その結果、利差益は3,186億円を確保し3年連続で増加するなど、安定的な収益を確保しています。また、資産含み益は、2019年度末で5兆円を超えるなど、高い健全性を維持しています。

用語解説

ERM[Enterprise Risk Management]: 会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを選好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のこと。

サープラス・マネジメント型ALM[Asset Liability Management]: 経済価値(市場価額あるいは将来キャッシュ・フロー等による市場整合的な価額)で評価した資産価値と負債価値の差額であるサープラスを資本概念として捉え、その変動リスクをコントロールする資産負債の総合的な管理のこと。

利差益: 契約時にお客さまにお約束する運用利回りである「予定利率」により見込んでいた運用収益よりも、実際の運用収益が多い場合に発生する利益。

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れ、各原則に則って適切に対応を行なっています。

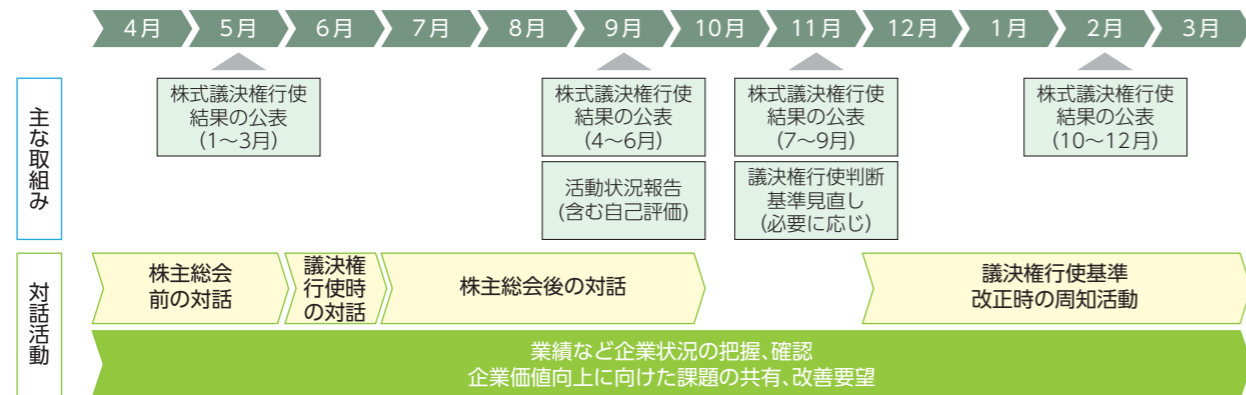
スチュワードシップ責任を果たすための方針(基本的な考え方)

当社では、長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識のうえ、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方として、株式投資を行なっています。そのなかで投資先企業との対話等を通じて、投資先企業の企業価値が最大となるよう促すことで、機関投資家としての責任を果たします。

■ スチュワードシップ活動の推進

当社は、長期的な視点から投資先企業と継続的かつ建設的な対話を行なうことを通じて、投資先企業との認識の共有化に努めるとともに、課題のある企業には改善を働きかけます。また、議決権行使については、当社ルールに則り適切に対応し、四半期ごとに開示を行なっています。これらの活動については、モニタリングのうえ定期的に検証を行なっています。今後も対話等を通じて投資先企業の企業価値が最大となるよう促すことにより、機関投資家としての責任を果たしていきます。なお、本活動の状況は当社ホームページにて定期的に公表しています。

▶ 当社の標準的な活動スケジュール



明治安田生命ホームページ
「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》について
<https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/>

スチュワードシップ活動に関する主な取組み

2014年5月	日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明
2014年8月	「スチュワードシップ責任を果たすための方針」(当社方針)を策定・公表
2017年9月	日本版スチュワードシップ・コード改訂に対応し、当社方針を改正・発表
2018年9月	議決権行使結果の個別開示を開始
2019年1月	気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同 国連責任投資原則(PRI)に署名
2019年2月	議決権行使結果の四半期ごとの開示を開始
2020年4月	スチュワードシップ活動・ESG投資を両輪とした責任投資のさらなる高度化を目的として、専門部署である「責任投資推進室」を新設

■ ESG投資の取組推進

当社は「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、長期的かつ安定的な経営を志向する生命保険会社として、「環境(E)」「社会(S)」「ガバナンス(G)」課題を考慮したESG投資を積極的に推進しています。今後もSDGs(持続可能な開発目標)達成への貢献に向けて、機関投資家として、持続可能な社会の実現、経済・企業の発展といった社会公共性に資するESG投資について、取組みを強化していきます。

ESG投資方針

基本的な考え方

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、SDGs達成への貢献の観点から、ご契約者への還元を最大化するため、資産運用による収益性を確保しつつ、ESG投資を通じて地域経済活性化等の地域貢献に注力するとともに、生命保険会社としての社会的責任や公共的使命を果たしていくため、持続可能な社会の実現に貢献する資産運用を行なっていきます。

具体的な取組み

① 投資プロセスへのESG課題の組み込み

投資にあたっては、資金使途がESG課題の解決に貢献すると考えられる事業への投資や、ESGに関する非財務情報を活用した企業評価など、資産特性に応じて、ESGの観点を意思決定に組み込んでいきます。

② ESG課題に対する投資先企業との対話および開示促進

投資先企業におけるESGをはじめとする社会課題について、企業との対話活動を通じて確認し、必要に応じて解決に向けた対応を働きかけるなど、建設的な対話を行なうことで、投資先企業の価値向上への貢献をめざすと同時に、適切なESG課題の開示を求めます。

③ ESG投資の協働と高度化

グループ会社とのESG投資に関する協働や、業界団体等との意見交換、ESG投資の好事例の研究等を通じ、ESG投資における運用手法の高度化に努めます。

④ ESG活動報告の充実

ESG投資に関する活動状況や進捗状況について、ディスクロージャーの充実に努め、積極的に情報発信していきます。

PRIへの署名

当社は、2019年1月、ESGの観点を投資の意思決定に組み込むことなどを機関投資家等に求める「国連責任投資原則(PRI)」に署名しました。

PRIは、持続可能な社会の実現を目的に、機関投資家が「環境(E)」「社会(S)」「ガバナンス(G)」といったESGの観点を投資の意思決定に組み込むことを提唱する原則です。

PRIが提唱する「投資プロセスへのESG観点を組み込み」を推進・実践することで、引き続き、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



気候変動への対応(TCFD*提言への取組み)



当社ではTCFD提言への賛同を2019年1月に表明し、低炭素社会の実現をめざすにあたって、お客さまとともに気候変動に起因する課題の解決に努めています。

TCFD提言では、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの項目について、情報開示を推奨しています。

*Task Force on Climate-related Financial Disclosures(気候関連財務情報開示タスクフォース)の略
気候変動の影響を個々の企業が開示することを求める提言を公表